

令和7年11月10日

第29回水俣市農業委員会

## 第29回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和7年11月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時05分
- 3 出席委員  
農業委員 14名  
1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君  
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君  
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君  
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君  
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君  
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君  
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君  
推進委員 14名  
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君  
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君  
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君  
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君  
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君  
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君  
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員  
農業委員 0名  
推進委員 0名
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議題93号 農地法第4条の許可申請について  
議題94号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
主幹 遠山 悦史  
主任 山本 千夏  
主任 竹下 侑志

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第29回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、6番、寒川委員、7番、山内委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、14番、鬼塚委員にお願いします。</p>
<p>14番委員 (鬼塚浩三君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 2件ございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工事期間は、1番が令和7年2月15日まで、2番が令和7年6月30日まででございましたが、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 次に報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページからになります。 1件ございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、 条件を変更し、改めて契約するため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、3ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第93号農地法第4条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
2番委員	<p>議第93号農地法第4条の許可申請書について、説明をいたします。</p> <p>1番の案件です。</p> <p>申請人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、地番は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が畑、現況が駐車場。</p> <p>面積は、782㎡。</p> <p>転用目的は、記載のとおりです。</p> <p>申請人が、高齢になり農地の管理が困難になっていたところ、農地に隣接する事業所から工事用車両の駐車場として利用したい旨の相談があった。申請地は、広さも十分あり利便性もよいため、貸し駐車場として利用していた。</p> <p>許可が必要であることを認知していなかったため、この度許可申請を行うもの、であります。</p> <p>施設概要、資金計画は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地です。</p> <p>申請地は、6ページをご覧ください。</p> <p>配置図が、7ページに記載されています。</p> <p>11月5日に、事務局と行政書士、宮森推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の周辺は、宅地化されていて、隣接地に畑がありますが、排水も申請地の横に公共の側溝があり、問題はないと判断して参りました。</p> <p>依って、農地法第4条の転用に係る許可基準により、駐車場として認可しても良いと思われしますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>次に、2番について、説明いたします。</p> <p>申請人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、地番は、記載のとおりです。</p> <p>地目の台帳は畑、現況は駐車場。</p> <p>面積は、173㎡。</p> <p>転用目的は、申請人は、会社を経営しており、申請地は会社にも近く、事業用車のスペースを確保するため、駐車場として利用していた。</p> <p>許可が必要であることを認知していなかったため、この度許可申</p>

	<p>請を行うもの、となっております。</p> <p>1番と2番には、始末書が添付されています。</p> <p>こちらのほうも、農地区分は、第3種農地です。</p> <p>申請地は、6ページを見ていただいて、反対側になります。</p> <p>11月5日に、事務局と行政書士、宮森推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、住宅が近くに建っています。</p> <p>申請地は、周囲を道路に囲まれた所で、排水の側溝も周囲にあります。</p> <p>現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準により、駐車場として認可しても問題はないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>1番については、以前から、近くの事業主さんから頼まれて、貸されているということです。</p> <p>以前から駐車場として使っておられたそうです。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
9番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	<p>以前から駐車場等になっているということですが、その間、利用調査が出ていたと思いますが、違反ではないかという形で出ていたかと思ひます。</p> <p>事務局としては、何らかの対策はされましたか。</p>
事務局 (山本千夏君)	<p>山本のほうで回答させていただきます。</p> <p>違反ではないかについては、利用状況調査の中で、それぞれの地区で確認していると思ひますが、調査があがってきた時点では、早急に対応は、事務局からはお願ひしていません。</p> <p>御相談があった時点で、是正の対応の指示をしております。</p> <p>今後、違反転用に関しては、計画的に皆さんに指導をお願ひしたいと思ひますが、本当に違反なのかどうか、というところまで確認したうえで、指導をして頂かなくてはならないと思ひております。</p> <p>今後、事務局の方も検討していきたいと思ひております。</p>

事務局（遠山）	<p>一つ追加ですが、今回の場所というのが、国が高速道路の西回り自動車道の整備に伴って、国が借りていた所もありました。</p> <p>その場合、国や県の公共事業関係でする場合は、事務局に届出がない場合が殆んどなんです。</p> <p>なので、その辺りの状況については、各地区の担当委員さんに聞いてもらったりとかしながら、進めていかなければと思います。</p>
7 番委員 （山内英明君）	<p>このくらいだったら、始末書でいいのか。</p> <p>これで済ませているわけですから、一つの事例になりますよね。</p> <p>これからも始末書でいいのか。</p>
19 番委員 （岡本成道君）	<p>私の回っている地区なんかは、今、南九州の高速道路の工事をやっていて、調査していると、境界線にかかっている所があって、農地ではなく法面だよなという所があります。</p> <p>判断に迷って、チェック入れますが、今の感じで行くと、高速道路が整備された後もよく調べないといけないのかなと、今、お話を聞いていて思いました。</p> <p>貰った地図を見ると、完全に境界線にかかっている所があるので、写真上では法面、でも農地に関係している。</p>
議 長	<p>その辺も交えて、また別に会議を持ってやりましょう。</p> <p>議事のほうを進めていきます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>（なしと言うものあり）</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第93号、農地法第4条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してもよろしいですか。</p>
	<p>（異議なしと言うものあり）</p>
8 番委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第93号、農地法第4条の許可申請について、は許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第94号、農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。</p> <p>1番は、私の担当ですので、私から説明します。</p>
1 番委員 （坂本隆司君）	<p>10ページをご覧ください。</p> <p>議第94号、農用地利用集積等促進計画の1番について、説明い</p>

	<p>たします。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、1, 471㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間。</p> <p>利用目的は、玉葱。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>借人の状況は、4年前に新規就農をしまして、そら豆と玉葱を作っています。</p> <p>玉葱とそら豆は、今、植付けです。</p> <p>他地区に一昨年に利用権をされまして、そら豆を植えています。</p> <p>玉葱専用に、今回、借りました。</p> <p>弟さんも一緒にされていますけど、経営は別です。</p> <p>貸人のほうは、利用権が出ておりまして、令和2年9月1日から令和7年8月31日まで5年間でした。</p> <p>前借りていた人が体調不良で、縮小するというので、貸人のほうに連絡されて、借人がすることになりました。</p> <p>現在、玉葱を植えて耕作しています。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。</p> <p>若手で頑張っています。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>7番委員 (山内英明君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、7番、山内委員にお願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>議第94号、農用地利用集積等促進計画の新規の2番について、説明いたします。</p> <p>議案書は、10ページをご覧ください。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は畑で、面積は1, 275㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年1月1日から令和18年12月31日迄の10年間となっております。</p> <p>利用目的は、果樹の栽培で、利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>転借人の経営面積は、自作地で6, 419㎡、借入地で7, 89</p>

	<p>9㎡で、農業従事者は本人のみで、年間の農業従事日数は240日です。</p> <p>転借人は、貸人の隣の園地を耕作されており、今まではJAを経由して、平成27年から貸人の園地を管理されてきました。</p> <p>この度、10年の期限が来ましたので、公社経由での期限の延長ということになりました。</p> <p>貸人は、配偶者が亡くなり、一人での草刈りをされていたそうですが大変で、JAに相談されて隣の園地の転借人に管理をお願いされていたそうです。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。</p> <p>借人は、27年からずっと管理をされていて、綺麗に園地の管理をされていました。</p> <p>申出地は、岡本推進委員と11月4日に、現地調査しております。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第94号、農用地利用集積等促進計画（案）については、承認してよろしいですか。</p> <p>また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第94号、農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第29回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員